

「騒音障害防止のための 管理者教育」開催しています

令和5年4月ガイドライン改訂

常時騒音作業による聴力低下を予防する為、
従事する労働者に対し労働衛生教育を実施し、
騒音に対する知識や理解を深めてください。
一度失われた聴力は元に戻りません

日程は、講習日程表やWEB予約よりご確認ください。

カリキュラム（計3時間）・料金

内容	時間	料金
騒音の人体に及ぼす影響	30分	¥12,000 (教本代、税込)
適性な作業環境の確保と維持管理	80分	
聴覚保護具の使用及び作業方法の改善	40分	
関係法令等	30分	



株式会社PCT 宮城教習所


〒985-0843

宮城県多賀城市明月2-3-1

ご予約はこちら



 022-364-6143

 022-364-6678

騒音障害防止のための

ガイドラインが改訂されています

厚生労働省は2023（令和5年）4月に、「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しています。



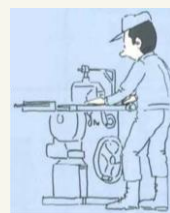
出典元：騒音障害防止のためのガイドライン
概要パンフレット（厚生労働省）

✓ ガイドラインの主なポイント

- 騒音防止障害対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期の健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

✓ 対象となる作業の一例

- 車両系建設機械を用いた掘削作業
- 丸のこ盤を用いた切断作業
- ハンマーを用いた金属打撃作業
- 携帯用研削盤での作業
- インパクトレンチによる作業
- コンクリートブレーカーによる作業
- 動力プレス作業
- チェーンソーを用いた伐採作業
- 空港の駐機場所での作業



イラスト出典元：騒音障害防止のためのガイドライン概要パンフレット（厚生労働省）

一度失われた聴力は元に戻りません。
適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。